

大情審答申第 315 号  
平成 24 年 6 月 27 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会  
会長 小谷 寛子

## 大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 23 年 4 月 7 日付け大健福第 64 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 23 年 3 月 11 日付け大健福第 6093 号により行った不存による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 公開請求

異議申立人は、平成 23 年 2 月 28 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「既に有る『市民の声』で、昭和 29 年通達で、準用と規定する為、教示は行わない。昭和 41 年日韓協定受諾に基づく通達を何故判断しないのか分かる文書。※昭和 29 年は、外国人に対する文。昭和 41 年は特別永住者に対する文。（生保担当）」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

### 記

「当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。」

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 3 月 31 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関の担当の健康福祉局保護課（当時）は、生活保護申請に対する処分に係る審査請求が行える旨の教示を外国人に対して行っていない。
- 2 本件については、実施機関がなぜ昭和 29 年 5 月 8 日付け社発第 382 号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（以下「昭和 29 年通知」という。）に基づく事務を行い、昭和 41 年 1 月 6 日付け社保第 3 号厚生省社会局保護課長通知「外国人保護の取扱いについて」（以下「昭和 41 年通知」という。）に基づく事務を行わないのかという趣旨である。なぜ日本国で永住することを許可された大韓民国国民（以下「特別永住者」という。）と他の外国人を同じ扱いとし、教示を行わないのか。
- 3 実施機関は、本件文書を保有していて当然である。
- 4 大阪府は従前より、外国人からの保護の審査請求に対し、認容裁決等を行っている。
- 5 それにもかかわらず、大阪市は昭和 29 年通知に基づき、外国人に対する生活保護を、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）を準用した措置であるとして、日本国民に対する生活保護と差をつけている。
- 6 平成 22 年 9 月 30 日の大分地方裁判所の判決では、外国人からの生活保護に係る審査請求に対して却下裁決を行うのは違法であるとしている。  
ゆえに、審査請求が行える旨の教示がないことは違法である。

#### 第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人の主訴は、昭和 41 年通知により生活保護の取扱いが変わったはずであるので、実施機関が取扱いを変えないという判断を行ったことが分かる文書を求めているものであると推測される。
- 2 しかしながら、昭和 41 年通知には昭和 29 年通知により従前どおりの取扱いとすることという旨の記載があるため、実施機関はこれに従い必要な場合は従前どおり生活保護法の準用を行っており、昭和 41 年通知に対して実施機関が独自の判断を行っているものではなく、異議申立人の訴える「通達を判断しないのか分かる文書」は現実に存在しないことから、本件決定を行ったものである。

#### 第 5 審査会の判断

##### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、

条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

## 2 争点

実施機関は、本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書が存在しないとしてなされた本件決定の妥当性である。

## 3 本件決定の妥当性について

(1) 異議申立人は、特別永住者に対する生活保護について、実施機関がなぜ昭和41年通知に基づく事務を行わないのかが分かる文書を求めている。

一方、実施機関は、昭和41年通知の記載に従い、特別永住者に対しても昭和29年通知による取扱いを行っているため、異議申立人の求める文書は存在しないと主張している。

(2) そこで、当審査会において昭和41年通知を確認したところ、「今般、『日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国の間の協定』（昭和40年条約第28号）が批准され、昭和41年1月17日から効力を生ずることとなったが、同協定及び同協定についての合意議事録の内容のうち生活保護に関する部分は別紙のとおりであるから了知されたい。なお、同協定が発効になっても、生活に困窮する外国人に対する生活保護の取扱いは、従来と何ら変らないものであり、次の点に留意され取扱いに遺憾なきを期せられたい。1 前記協定に基づき日本国で永住することを許可された大韓民国国民に対する生活保護に関しては昭和29年5月8日社発第382号各都道府県知事あて厚生省社会局長通達『生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について』により取扱うものであること。』と記載されていた。

(3) 当該記載内容を踏まえると、実施機関は昭和41年通知に基づき、特別永住者に対する生活保護に係る事務について、昭和29年通知による取扱いを行うこととしたと認められる。

(4) なお、異議申立人は第3の4及び6の事実がある旨を主張するところ、当審査会において当該事実に係り厚生労働省から発出された各種通知等（平成13年10月15日付け社援保発第51号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護に係る外国人からの不服申立ての取扱いについて（通知）」、平成22年10月22日付け社援保発1022第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護に係る外国籍の方からの不服申立ての取扱いについて」及び平成22年10月22日付け厚生労働省社会・援護局保護課審査係長事務連絡「外国籍の方からの生活保護法による保護申請に対する応答について」）を確認したが、(3)に記載の内容を左右するものではなかった。

(5) 以上から、本件文書が存在しないとの実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

#### 4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小谷寛子、委員 井上英昭、委員 松戸浩

(参考) 答申に至る経過

平成23年度諮問受理第1号

年 月 日	経 過
平成23年4月7日	諮問
平成23年6月21日	異議申立人から意見書の提出
平成23年11月14日	審議(論点整理)
平成23年11月29日	異議申立人から再意見書の提出
平成24年1月25日	不服申立人意見陳述
平成24年2月13日	実施機関理由説明
平成24年4月16日	審議(論点整理)
平成24年5月16日	審議(答申案)
平成24年6月11日	審議(答申案)
平成24年6月27日	答申